

# ひかくほう

News  
Letter

第58号

発行所/日本比較法研究所 〒192-0393 東京都八王子市東中野742-1 中央大学内 ☎042-674-3302

## シンポジウム「終末期医療、安楽死・尊厳死 に関する総合的研究」のご報告

日本比較法研究所 所員 只木 誠



前列左から、松田教授、高山教授、Grotheer 会長、只木教授、Duttge 教授、Honnefelder 教授、Tag 教授  
中列左から、畝本先生、Rosenau 教授、井田教授、甲斐教授、Hilgendorf 教授、Wörner 教授、Steuer 氏  
後列左から、久保田氏、古田教授、佐伯教授、高橋教授、富川准教授、Gaede 教授、天田准教授

2019年10月、駿河台記念館において、ドイツおよび国内から報告者・コメンテーターにお集りいただき、2日間にわたるシンポジウムを開催しました。本シンポジウムでは、高齢化が進む現代社会において、人々が自らの死にどのように向き合っていくのか、終末期医療はどのようにあるべきか、そして、法制度はどのようにあるべきかという諸問題について、日、独、そしてスイスから招聘された研究者から有意義な報告が行われ、また質疑応答でも活発な議論が交わされました。

本シンポジウムの成果については、2020年に、日本比較法研究所研究叢書として刊行を予定しており、準備を進めているところです。シンポジウムの概要について、当日の写真を交え、以下に報告いたします。



人間の尊厳が生命を保護する論拠としてあげられる一方、また、死に対する権利の論拠としても用いられているという問題提起が展開されました。Honnfelder 教授からは人間の尊厳を巡る哲学的展開、即ち古代哲学から啓蒙期、そして現代人類学に至るまで人間の尊厳についてどのような理解がなされてきたのかが紹介され、それを踏まえて人間の尊厳の内包と外延が確認されました。そして、終末期においては「自然死する権利」、つまり人為的に延命されない権利を擁護する必要が説かれ、この意味において患者の自己決定が重要であるとの見解が示されました。これに対する質疑応答の中では、生命保護と人間の尊厳が衝突する場合の問題、高齢受刑者の尊厳死をどのように考えるのか、あるいは人間以外のものに尊厳を認める余地の有無といった問題について議論がなされました。



第2セッションでは「治療中止とその正当化要件」を議題として、井田良教授からは、日本刑法学にあつては「因果ドグマ」によって議論が支配されてきたのではないかと疑問が提起されました。しかし、終末期医療の現場における治療中止の刑法的評価の場面においては、因果ドグマ的思考による解決は不可能であるとの主張がなされ、治療行為を最初から差し控えることと中止することとは等価値であるとし、更に治療中止の適法化と家族意思の問題についても言及がなされました。

Hilgendorf 教授からは、臨死介助を巡る問題で用いられる様々な言葉には、問題を隠蔽する性質が備わっており、「治療中止」という言葉には解釈学的には問題があるとの指摘がなされました。そして、孔子やソクラテスを引きながら、臨死介助の文脈でしばしば用いられる詭弁を批判的に分析するために、言葉の不確かさ、定義、そしてフレーミングという三つの類型を対象として、言語使用における誤謬についての検討が行われました。質疑応答では、井田教授の提唱する全体的考察に対する検討や、Hilgendorf 教授の提起するフレーミングの問題について、臨死介助は自殺幫助に比べてネガティブなイメージが隠蔽されているという具体例の提示がなされました。



第3セッションは「積極的臨死介助」がテーマであり、佐伯仁志教授からは、積極的臨死介助が問題となった日本の諸裁判例の分析を中心に、日本における安楽死を巡る議論が確認され、しかしながら臨床の現場で行われている「持続的な深い鎮静」が、実質的には積極的安楽死と異なるところはないのではないかと批判を受けて、慎重な検討が必要であるという問題提起が行われました。Rosenau 教授からは、積極的臨死介助がこれまで絶対的タブーとして扱われてきたことに対して、そのようなタブーの存在自体に疑問

を呈する意見が出されました。そして、仮に積極的臨死介助を許容したとしてもいわゆるダムが決壊の問題は生じないし、更には自殺を自分の手で行うことと他人の手を借りて行うことの間には区別を引けないとし

た上で、そもそもアンケートの結果によれば積極的臨死介助は現に行われているとのデータが存在しているものであり、だからこそ積極的臨死介助を正当化し、かつ規制する法律の制定が必要である旨の主張がありました。質疑応答では、Rosenau 教授の主張を前提とした現行ドイツ刑法との整合性あるいは改正の必要性について、あるいは治療中止と積極的安楽死の違いなどについて、活発な議論が交わされました。



**第4セッション**は「患者の指示書（リビングウィル）と自己決定権」を主題とし、甲斐克則教授からは患者の事前指示について各国が採用しているモデルの紹介、川崎協同病院事件の第一審判決と控訴審判決との比較、ドイツの第3次世話法改正法について概観したのち、「自己決定モデル」の限界を補完するものとして「最善の利益モデル」と「治療義務の限界モデル」が示されました。Gaede 教授は、「自己決定モデル」を採用しているドイツの法律状況に説明を加えたのち、ドイツ法が直面している種々の問題、即ち、患者の事前指示が作成されていたとしても指示書の有無が医師に不明である、あるとしてもそれが現在の意思に合致するかわからない、内容が不明確である、あるいはそもそもドイツは自己決定に過剰な期待を寄せているといったことを指摘し、その上で、様々な形態で行われようとする実質的な他者決定による介入について強い批判を展開されました。質疑応答では、アドバンス・ケア・プランニングの重要性や、あるいは患者の事前指示においてもアドバンス・ケア・プランニングにおいても共通して、現在の状況で将来について決定することの困難性といった問題が議論されました。



**第5セッション**は「終末期医療における諸問題」と題して、高山佳奈子教授は、ご自身の父親を看取ったエピソードを出発点に、日本ではドイツとは異なり、延命のみを目的とした措置が広く行われているという実情が紹介され、その上で日本における民法と刑法の規定、不作為の問題、本人の意思に反する介入といった諸問題について概観した上での問題提起がなされました。Duttge 教授からは、過去数十年の議論において、患者の自律性が重要視されるようになってきた反面、患者が単独で決定可能な存在であるとする観念を疑問視するに至ったこと、そして、これまで不明確に用いられてきた「適応」概念を明確化する必要を説き、事前に治療目標を設定し、それについて個別具体的な判断を下すことを「適応」と呼ぶべきであるとし、そして、QOL (Quality of Life) は本人にしか決められないとの前提のもと、ドイツで問題となっている過剰医療について取り組む必要性が問題提起されました。質疑応答でも、医学的適応と患者の自己決定の関連について、例えば胃ろうによって延命期間が長くなるとしても、患者の幸福を考えれば適応は否定されるべきといった具体例を交えて、活発な議論が行われました。

**第6セッション**は「臨死介助協会とわが国の対応」をテーマとし、只木からはスイスの臨死介助協会をめぐって、具体的にはスイスでこれらの団体によって幫助される自殺の方法について、またオーストリア人の自殺について問題となったクラゲンフルト事件についての紹介、検討がなされ、日本の自殺関与罪などを取り上げて、臨死介助協会を利用することについての日本における法的な問題意識が提示されまし



た。Tag 教授からはスイス刑法の状況や、自殺の際に用いられるナトリウムペンタバルミタールの処方についてのガイドラインについての現状、臨死介助団体の長が訴追されたケースと「利己的な動機」という構成要件要素を巡る問題についても、スイスでは争いがあることが紹介されました。質疑応答においては、臨死介助に関する法的対応が世界各国で異なることは、人間の尊厳が国によって相対化されることを意味するのではないかという根本的な疑問から、スイス刑法の構成要件解釈といった法律論、更には精神病と自由な自殺意思といった医療や刑事実務の証拠に係る問題や、国際的な価値観の相違の問題に至るまで、多岐にわたる議論が行われました。



最後に、総括では、松田純教授から厚生労働省の作成した「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」の解説があり、日本でもアドバンス・ケア・プランニングが同ガイドラインで採用されたことや、患者が自己変容していくものであるという視座が Honnefelder 教授の報告で示されたことを受けて、米国型の人間の自律性の理解ではなく、むしろ人間は自由にして依存的な存在であるとするドイツ型の理解が妥当であるとの主張がなされました。また、横田裕行教授からは、救命救急医療の現場の実態が具体的に紹介されました。そこでは、医療側としてはまず救命が

最優先されること、しかし医療倫理が変容したことによって、様々な要因が複合的に絡み合う医療の現場では、専門医と看護師の間でも考え方が異なるという傾向があり、それゆえガイドラインが作成されるに至ったという実情、さらには、臨床では医療チームの中での繰り返しの話し合いによって医療方針が定められていることや、家族支援の必要性の高まりから、メデイエーター制度の導入が検討されていることなど、詳細な報告がなされました。



2日間で、日本語とドイツ語で報告・討論が行われる専門的な学術シンポジウムでは異例とも思われる、300名近い方にご参加いただき、会場からも貴重な質問・ご意見をいただくことができました。

次ページにプログラムを載せておりますが、このほかに、1日目は、独語司会者のサポートとして、富川雅満准教授、天田悠准教授、慶應義塾大学大学院の久保田隆氏はじめ、若手の方々にご協力いただきました。参加者からも高い評価を得た、日独同時通訳をしてくださった4名の同時通訳者の方々には、夏のうちから準備をしてこの日に備えてくださいました。また、シンポジウム実施にあたっては、独立行政法人日本学術振興会とDFGとの二国間交流事業（セミナー）、公益財団法人社会科学国際交流江草基金、公益財団法人野村財団、そして、日本比較法研究所研究基金から助成を受けております。このシンポジウムを支えてくださった、たくさんの方々には、この場を借りて心より感謝申し上げます。ありがとうございました。



前列左から、高山教授、Honnefelder 教授、Tag 教授、甲斐教授、只木教授、Hilgendorf 教授、Duttge 教授、Gaede 教授、Wörner 教授、後列左から、佐伯教授、鈴木教授、井田教授、高橋教授、Rosenau 教授、横田教授、松田教授、富川准教授、石山教授、曲田教授、天田准教授

## シンポジウム 終末期医療、安楽死・尊厳死に関する総合的研究

2019年10月5日(土)・6日(日) 於：中央大学 駿河台記念館

【2019年10月5日】

### 開会式

開会の挨拶 伊藤 壽英 (ITO, Hisaei) (日本比較法研究所・所長)  
祝辞 Jan Grotheer (ヤン・グロテア) (D J J V・会長)  
挨拶 只木 誠 (TADAKI, Makoto) (中央大学・教授)

### 1. Session：終末期医療における人間の尊厳

報告 高橋 直哉 (TAKAHASHI, Naoya) (中央大学・教授)  
報告 Ludger Honnefelder (ルトガー・ホネフェルダー) (ボン大学・名誉教授)  
コメント 古田 裕清 (FURUTA, Hirokiyo) (中央大学・教授)  
討議/司会 Eric Hilgendorf(エリック・ヒルゲンドルフ)(ヴェルツブルク大学・教授)  
(昼休み)

### 2. Session：治療中止とその正当化要件

報告 井田 良 (IDA, Makoto) (中央大学・教授)  
報告 Eric Hilgendorf (エリック・ヒルゲンドルフ) (ヴェルツブルク大学・教授)  
コメント 天田 悠 (AMADA, Yu) (香川大学・准教授)  
討議/司会 Henning Rosenau (ヘニング・ロゼナウ) (ハレ大学・教授)  
(コーヒーブレイク)

### 3. Session：積極的臨死介助

報告 佐伯 仁志 (SAEKI, Hitoshi) (東京大学・教授)  
報告 Henning Rosenau (ヘニング・ロゼナウ) (ハレ大学・教授)  
コメント 畝本 恭子 (UNEMOTO, Kyoko)  
(日本医科大学多摩永山病院救命救急センター・センター長)  
討議/司会 Brigitte Tag (ブリギッテ・ターク) (チューリヒ大学・教授)

【2019年10月6日】

### 4. Session：患者の指示書(リビングウィル)と自己決定権

報告 甲斐 克則 (KAI, Katsunori) (早稲田大学・教授)  
報告 Karsten Gaede (カーステン・ゲーデ) (ブツェリウス・ロースクール・教授)  
コメント Melanie Steuer (メラニー・シュトイヤー) (ゲッティンゲン大学・助手)  
討議/司会 石山 文彦 (ISHIYAMA, Fumihiko) (中央大学・教授)  
(昼休み)

### 5. Session：終末期医療における諸問題

報告 高山 佳奈子 (TAKAYAMA, Kanako) (京都大学・教授)  
報告 Gunnar Duttge (グンナー・デュトゲ) (ゲッティンゲン大学・教授)  
コメント 富川 雅満 (TOMIKAWA, Masamitsu) (九州大学・准教授)  
討議/司会 鈴木 彰雄 (SUZUKI, Akio) (中央大学・教授)  
(コーヒーブレイク)

### 6. Session：臨死介助協会とわが国の対応

報告 只木 誠 (TADAKI, Makoto) (中央大学・教授)  
報告 Brigitte Tag (ブリギッテ・ターク) (チューリヒ大学・教授)  
コメント Liane Wörner (リアーネ・ヴェルナー) (コンスタンツ大学・教授)  
討議/司会 曲田 統 (MAGATA, Osamu) (中央大学・教授)

### 総括

松田 純 (MATSUDA, Jun) (静岡大学・特任教授)  
横田 裕行 (YOKOTA, Hiroyuki) (日本医科大学・教授)

### 閉会挨拶

Gunnar Duttge (グンナー・デュトゲ) (ゲッティンゲン大学・教授)

## ミュンスター再訪

日本比較法研究所 所員 徳本 広孝

中央大学とミュンスター大学との交換教授協定に基づき、2019年9月2日から同月13日（14日帰国）まで、ミュンスター大学で客員教授を務めた。中央大学に着任して3年目でこのような大役をいただけるとは、着任当初は想定していなかった。ミュンスター大学のゲストハウスは法学部から歩いて15分ほどのところに2棟並んで建っており、それぞれフンボルトハウスとオイローパハウスという名前がついている。実はミュンスターは、私にとって懐かしい街である。私は2002年8月から2003年7月まで、ミュンスター大学法学部の客員研究員として活動していた。私は16年前と同じく後者に部屋を借りること



になった。ミュンスターはイベントの多い街である。9月8日（日）にはプロランナーも参加するミュンスターマラソンが開催されていた。

大学のゲストハウスは、国や分野を問わず研究者が交流できる場であり、もちろんその中には同じ分野を専攻する研究者もいる。しかも同じ分野で同じ国出身の研究者とたまたま居合わせることも珍しくはない。ミュンスターの場合、中央大学法学部と新潟大学法学部がミュンスター大学法学部と交換教授協定を結んでいるため、派遣された先生方と交流するチャンスがある。16年前の春には中央大学の工藤達朗教授がフンボルトハウスに、冬には新潟大学の石崎誠也教授がオイローパハウスに滞在しておられた。また立命館大学の倉田原志先生も在外研究で1年間フンボルトハウスに滞在しておられた。工藤先生と倉田先生は憲法を、石崎先生は行政法を専攻しておられるので、私はたまたま公法専攻の先生方に囲まれてすごした。外国ではもちろん多様な国々の研究者と交流することで自らの世界を広げることができるが、実は日本では知り合えない日本人研究者とのつながりもできる。いずれの先生方からも、研究面、生活面を問わず貴重なご助言をいただいた。

なんとといっても、滞在中に工藤先生と石崎先生の講演会に出席する機会を得たことは誠に幸運であった。若い私は、両先生の立派なご報告に大いに刺激を受けていた。その時の記憶が、今回の報告でも役に立っていると感じる。少なくとも講演会の雰囲気事前に体感していたことは、緊張の程度を若干ではあるが和らげる効果があったように思う。



かつて私の指導教授であったエーラーズ先生と、科研の仕事でミュンスターを訪問中の石崎先生ご夫妻とともに昼食をご一緒した。おなじみピンクスマミュラーにて。

ところで、今回の滞在は2週間足らずではあったが、北海道大学の根本尚徳教授と初めてのあいさつを交わすことができた。根本先生は民事法専攻であるが、私の講演に参加していただくとともに、そのあとゼンガー先生、エーラーズ先生を交えて4人で食事の機会をもつことができた。海外での研究滞在が貴重な交流の機会となることを再確認した次第である。

私の受入れ準備をしてくださったのは、ゼンガー先生とペーターゼン先生である。両先生とメールでやり取りをしながら所定の手続きが進むにつれて、緊張感が高まっていった。「行政不服審査法の改正」について講演する旨を6月ごろには伝えていたが、講演原稿の作成に実際にとりかかったのは8月中旬であった。それでも講演まで3週間はあるのだが、ドイツ語の原稿を仕上げるのは容易なことではない。案の定、講演当日の9月10日まで細かな点を修正し続けていた。原稿を仕上げるといっても、私の場合、一人ではおよそ無理である。そこでペーターゼン先生が指導している若い研究者達に文法や表現の訂正をお願いした。研究室はとりわけ国際的である。ドイツはもちろん、イギリス、ブラジル、リヒテンシュタインといった国々を母国とする若い研究者たちが研究に取り組んでいた。そのうちの一人がフシャルさんである。フシャルさんのお名前には、ドイツで直接お会いする前からなじんでいた。昨年、ペーターゼン先生に「行政法における比例原

則」と題する講演をしていただいたのだが、この講演原稿はフシャルさんとの共著なのである。今年12月には、私が翻訳した同原稿を含むペーターゼン先生の講演集が刊行される予定である。



ペーターゼン先生のご自宅に招待され、アフリカ料理をごちそうになった。奥様のザルワさんはもと世銀の職員でフランス人。9か月になるシャルロットちゃんの面倒をみるため、ペーターゼン先生は大忙しであった。

講演は9月10日午後2時15分から開始し、紹介のあと50分程度の講演と30分程度の質疑が行われた。講演会場のKarl-Bender-Saalには、司会を務めるゼンガー教授とペーターゼン教授、公法を専攻するエーラース教授やヴィスマン教授、フシャルさんら博士号取得を目指す若い研究者が20名ほど、そして根本教授がおられた。私の講演の内容は、平成26年に行政不服審査法が全面的に改正されるに至る経緯や主要な仕組みを解説するというものである。改正法に関しては、すでに複数の解説書や論文が公表されていることに加え、今年3月に総務省により「平成28年度における行政不服審査法等の施行状況に関する調査」が公表されており、施行後1年間の運用状況も把握できる。施行は平成28年であるから日本の行政法に関する現在の動きを伝えるにはちょうど良い素材であった。さらに行政訴訟を主要な権利救済ルートとするドイツとの対比という意味でも、興味深い内容になりうると考えた。ドイツでは、行政機関による権利救済の手続は、行政事件訴訟の前段階に踏むべき手続として、いわば付加的に行政裁判所法の中で定められている。行政上の救済については各州の規律も広く及ぶため制度内容は州によって異なるが、ドイツにおける行政不服申立ての位置づけは総じて軽い。一方、日本の場合、司法上の救済としての行政事件訴訟法に基づく訴訟とは別に、行政上の不服申立ての一般法として行政不服審査法が定められている。いずれの手続を利用するかは基本的に自由に選択することが認められている（自由選択主義）。また、日本では行政上の救済手続を無料で利用できるという点もドイツとは異なる。こうし

た基本的違いとともに、改正の主要な眼目である審理員や行政不服審査会について説明した。日本では行政事件訴訟の提起は、年間新規で2000件程度でしかない。年間20万件を超えるドイツとの隔たりは大きい。権利保護の水準をより高めるためには行政上の救済制度を充実させることにより、実効的な救済を追及する必要性が高いと言わざるを得ない。総務省の前出調査によれば、国に対する行政不服申立ての認容率は改正前には1.4%であったが、改正後に5.6%に上昇しており、まずは成果がでていると評することができよう。

行政上の救済に関しては日本とドイツの違いが際立っていることもあり、講演後にはそれら相違点について様々な観点から質問されることは明白であった。質疑の冒頭に「ドイツ語に慣れていません。ゆっくり話してください。」と私の応答能力について理解を求めた。気を使ってくれる方もおられるが、どうしても興味が先走って早口になってしまう人もいる。そこで早口の人に対しては、もう一度ゆっくりと話してくださいとお願いして、私なりの回答をするという具合であった。日本の行政法がドイツ行政法の影響をとりわけ強く受けていることはドイツ人法学者のよく知るところである。しかし行政上の救済の位置づけに関しては、日本とドイツとは大きく異なっている。日本では基本的な法改正に際して諸外国の制度を詳しく調べることが多い。意図されているかどうかはともかく、行政上の救済を充実させたという意味で、結果として英米法の世界で発達している行政裁判所の仕組みにやや近づいたと言えるかもしれない。また、情報公開制度や個人情報保護制度では、審査会の仕組みが不服申立手続に導入されて久しい。インカメラ審理を行う審査会に対する期待は非常に大きいと感じる。この経験が、今般の法改正に影響したと考えることができるのではないかな。総務省の前出調査によれば、自由選択主義のもとで、情報公開・個人情報保護関係の不服申立てが国レベルで4200件ほど、地方レベルで3500件ほどにもなる（この数字は帰国後に調べた）。質問に対する応答の中で、おおむね上記のように述べた。聴衆はとても協力的で、私のたどたどしいドイツ語から回答の趣旨をくみとろうとしている様子であった。

ミュンスター大学と中央大学との間で交換教授協定が締結されたのは1992年とのことである。歴史ある制度の恩恵にあずかることができたことは誠に幸いであった。来年度はミュンスター大学から中央大学に教員が派遣されることになる。訪問研究者が宿泊できる国際交流棟もまもなく完成の予定であり、中央大学の受け入れ態勢はさらに充実することになる。長い歴史を有する有意義な学術交流が、今後も継続的に発展していくことを期待したい。

## 所員会の開催について

10月25日(金)に、第28期第5回所員会が開催され、商議員選挙を実施し、2020年度の事業計画等について審議されました。

第29期商議員会(2019年11月16日から2021年11月15日)のメンバーは以下のとおりです。

(敬称略)

所長	伊藤壽英
法学部長	猪股孝史
法務研究科長	小林明彦
所員会互選	牛嶋仁 北井辰弥 佐藤信行 鈴木博人 只木誠 西海真樹 森光 柳川重規

事務局長 加藤嘉治

※11月22日開催の第1回商議員会で、太字の5名が常任幹事に選出されました。

## 2020年度事業計画について

2020年度事業計画から、刊行計画と国際交流計画についてお知らせします。

### [刊行計画]

- ・只木誠「終末期医療、安楽死・尊厳死に関する総合的研究(仮)」
- ・榑崎みどり「国際物権法における所在地法主義」
- ・畑尻剛「ペーター・ヘーベルレの憲法論」
- ・鈴木彰雄「刑法論集」
- ・植野妙実子「男女平等原則の普遍性」
- ・山内惟介:B. Großfeld 著「数と記号—比較法文化論考察(仮題)」
- ・伊藤壽英:John C. Coffee, Jr. 著「起業家的法律家の誕生(仮)」

### [国際交流計画]

以下の研究者の受入を予定しています。

氏名(ヨミ)(国、所属機関、専門分野)

- ・許恒達 教授(シュ・ヘンダ)(台湾・台湾国立政治大学・刑法/刑事政策)
- ・Prof. Rostane Mehdi(ロスターヌ・メジ)(フランス・エクサンプロヴァンス政治学院・公法)
- ・羅麗 教授(ラ・レイ)(中国・北京理工大学法学院・民事法/環境法)
- ・Prof. Bettina Heiderhoff(ベッティナ・ハイダーホフ)(ドイツ・ミュンスター大学・家族法)
- ・Prof. Francesco Lucrezi(ルクレツィ・フランチェスコ)(イタリア・サレルノ大学・ローマ法)
- ・Assistant Prof. Adam Szot(アダム・スゾット)(ポーランド・マリー・キューリースコドウスカ大学・法哲学)
- ・Associate Prof. James Fry(ジェームズ・フライ)(中国・香港大学・国際公法)
- ・Directrice Eve Truilhé-Marengo(エヴ・トゥリュ)

- ・イレー・マランゴ(フランス・エクス・マルセイユ大学・EU環境法)
- ・何群 副教授(カ・グン)(中国・福州大学・刑事法)

## 最近の講演会等

▽ Prof. Evert Verhulp (エーベルト・フェアフルプ教授) アムステルダム大学ロースクール、ジンツハイマー研究所

- ①講義 9月16日(月)「オランダ労働法の現在」
- ②講演 9月17日(火)「産業4.0と労働法」

▽ Prof. Dr. Markus Gehrlein (マーカス・ゲーライン判事) ドイツ連邦通常裁判所・マンハイム大学名誉教授



- ①セミナー 10月1日(火)「弁護士損害賠償訴訟の現状と課題」

②オープンセミナー 10月2日(水)「ドイツ倒産法の近時の諸問題: ドイツ連邦通常裁判所倒産担当裁判官を囲んで」

▽ Prof. Dr. Liane Wörner (リアーネ・ヴェルナー教授) コンスタンツ大学

10月3日(木)「ドイツの近時の立法状況について」「ドイツ刑法新219a条についての批判的検討」

▽ Prof. Dr. Karsten Gaede (カーステン・ゲーデ教授) ブツェリウス・ロースクール

10月7日(月)「ヨーロッパ逮捕状—サクセスストーリー?」

▽ Prof. Dr. Gunnar Duttge (グンナー・デュトゲ教授) ゲッティンゲン大学

10月11日(金)「故意概念に関するドイツにおける目下の論争について」

▽ Prof. Dr. Alexander Roßnagel (アレクサンダー・ロスナーゲル教授) カッセル大学



11月4日(月)「EUデータ保護一般規則の評価」

## 編集後記

- ・ペーターゼン教授の講演集(翻訳叢書、本誌6頁-7頁参照)が12月中旬に刊行されます。
- ・2020年1月12日(日)、後楽園キャンパスにて、シンポジウム「独仏日憲法裁判」を開催することになりました。詳しくはウェブサイトをご覧ください。
- ・本号から担当常任幹事となりました。よろしくお願いたします。(牛嶋記)